



刈谷田川

第

67

2023.12

号

区報の主な内容

- ◇ 第99回総代会開催
- ◇ 令和4年度決算概要
- ◇ 令和4年度事業報告
- ◇ 令和5年度電気料金について
- ◇ 総代総選挙のお知らせ

地区組合員数：8,740人
地区総面積：4,579.7ha

発行所

見附市上野田町3085番地
刈谷田川土地改良区
電話 0258-66-2210
編集発行人 河村 則夫
URL <http://www.kariyada.or.jp>

写真：「見附市における田んぼダムの取り組み」を大学生が現地取材
～新潟農業振興支援キャンペーン「水利が拓く 実りの明日へ」～
この活動は北陸農政局が主催となり、官・民・学が連携して新潟の土地改良事業や
水利施設、生産者の取り組みを紹介するキャンペーンです。「水利ゼミ」と題し学生の
視点から幅広い層への情報発信を新聞紙面を介して広く紹介しています。今回刈谷田
川土地改良区が係る治水事業が12月4日の新潟日報朝刊に掲載されました。
※詳細は7頁参照

第99回総代会開催

第99回総代会が10月4日、当土地改良区会議室において、総代定数95名中86名の出席を得て開催されました。

議長に第5選挙区（三条市鬼木新田）阿部 新一郎 総代を選任し、令和4年度事業報告書、各会計（5会計）収入支出決算書、財務諸表及び財産目録等について提案され、質疑応答のうえ採決の結果、全議案について原案のとおり議決されました。



議長
阿部 新一郎 総代

議 第1号：刈谷田川土地改良区定款の一部改正について

承認第1号：刈谷田川土地改良区建設等更新積立計画の一部改正について

承認第2号：令和5年度刈谷田川地区維持管理特別会計収入支出補正予算専決処分承認について

承認第3号：令和4年度刈谷田川土地改良区事業報告書承認について

承認第4号：令和4年度刈谷田川土地改良区各会計収入支出決算書承認について

承認第5号：令和4年度刈谷田川土地改良区財務諸表及び財産目録承認について

報告第1号：監査報告について（令和4年度決算監査）



令和4年度 刈谷田川土地改良区各会計収支決算概要

（単位：円）

収支	科 目	一 般	刈谷田川地区 維持管理	大堰地区 維持管理	左岸地区 維持管理	尾崎川原地区 維持管理
収 入	土地改良事業収入	159,984,888	233,356,074	41,424,356	629,956	1,281,057
	附 帯 事 業 収 入	355,020	1,923,160	480	5,780	—
	基本財産運用収入	3,000	—	—	—	—
	特定資産運用収入	9,344	14,713	3,279	320	322
	補 助 金 等 収 入	4,481,480	73,797,528	2,142,559	1,920	—
	交 付 金 収 入	—	0	—	—	—
	業務受託料収入	—	62,074,957	—	72,000	—
	雑 収 入	119,560	476,111	67,345	12	231
	特定資産取崩収入	85,063,640	73,743	4,000,000	—	—
	固定資産売却収入	0	0	—	—	—
	他 会 計 繰 入 金	3,094,333	—	—	—	—
	繰 越 金	43,192,091	124,508,291	11,512,576	1,648,207	1,265,104
収 入 合 計		296,303,356	496,224,577	59,150,595	2,358,195	2,546,714
支 出	土地改良事業費支出	—	215,269,890	34,449,778	862,321	779,086
	一般管理費支出	231,711,006	—	—	—	—
	土地改良事業負担金支出	—	41,086,292	—	—	—
	固定資産取得支出	0	0	—	—	—
	特定資産積立支出	35,847,646	81,604,244	8,559,939	320	322
	雑 支 出	0	73,743	—	—	—
	他 会 計 繰 出 額	—	3,094,333	—	—	—
支 出 合 計		267,558,652	341,128,502	43,009,717	862,641	779,408
収支差引（次期繰越額）		28,744,704	155,096,075	16,140,878	1,495,554	1,767,306

令和6年2月総代選挙・3月役員選挙が行われます。

理事長開会挨拶要旨

第99回総代会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

総代各位におかれましては、大変お忙しいところご参集を賜り感謝申し上げます。また、日頃から土地改良区運営全般に亘りご理解、ご協力を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、今シーズンは記録的な少雨となり、梅雨明け以降まとまった降雨が無く、刈谷田川からの取水による農地への配分のみが頼りとなりました。更に、連日の猛暑で出穂期と重なり、一気に用水需要が高まったことにより、各地区で用水不足をきたす状況となりました。このような中で、皆様方から番水によって節水を徹底していただき、円滑なる節水管理にご理解ご協力を賜りました。また、地区間調整もしていただきました。心から感謝申し上げます。

当土地改良区といたしましても、地区代表との用水調整や、用水路のゲート操作、国へ取水量と期間の延長を要請いたしました。幸い、皆さんから絶大なるご協力を賜り、私ども管内には干ばつ被害の報告は出ておりませんが、他の地域には多くの被害が出たと報告されております。県の調べによりますと、水稻が766ha、大豆・そばが339ha、園芸作物などが180haの計1,285haが干ばつ被害を受けたということでもあります。また、高温障害により特に水稻においては1等米比率が大幅に低下し、私どもが経験したことのないような残念な結果になったわけでもあります。今後、今月の末から収穫に入ります、大豆に高温障害が発生していないことを願わずには居られません。

さて、今、土地改良区を巡る情勢は大変厳しいものがあります。今もコロナ禍が続く中、国際情勢も不透明さを増し、肥料、飼料、燃料等の農業資材価格の高騰、大雨による自然災害の発生など農業生産を巡っては極めて厳しい状況であります。

また、エネルギー価格の高騰などに起因する電気料金価格の上昇が当初の想定を超え、施設の維持管理費に占める電気料金が大幅に増え、整備費、補修費を大きく圧迫するとともに当土地改良区の負担増が確実になっておりますが、令和4年度に燃料価格高騰に起因して電気料金が値上がりしたため、国の補助事業「省エネルギー化推進対策事業」が創設され、当土地改良区においても県費上乗せ分を含み合計17,000千円余りの補助金交付を受けました。

なお、この補助金については、令和4年度会計に充当し、電気料金の負担軽減を行ったところです。しかし、現在も電気料金の高騰が続いていることから、農水省では令和5年度分の電気料金高騰支援対策も継続していただきました。今後も組合員に負担を強いることにならないよう、県、市へ国の補助金に上乗せを行っていただくよう要請をして参ります。また、維持管理費削減についても自ら対策を検討し、実施して参りたいと思いますので、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

こうした中で、管内における農業農村整備事業については、先ほど信濃川水系土地改良調査管理事務所様からご説明がありましたが、国営刈谷田川地区については、計画概要を策定するための地区調査が今年度で3年目を迎えることになりました。この内容は施設の機能診断、そして耐震調査の検討を踏まえた整備構想を策定し、老朽化対策をメインとした現在の加圧揚水システムから自然揚水システムへの移行を図り、将来に亘るライフサイクルコストの低減を計画して参りたいと思います。策定、調査中であり、事業化を目指して地区調査の計画を進めております。今後も将来に対する投資の結果が皆さんに届くよう国営事業採択に向け引き続き一丸となって取り組んでいく所存でありますので、皆様のご協力ご支援を宜しくお願い申し上げます。

また、県営事業につきましては、県営ため池等整備事業低位部2号支線排水路地区は、平成31年度に事業採択を受け事業着手しており進捗率は25%であります。県営ため池等整備事業佐印川排水路地区は、令和2年度に事業採択を受け事業着手しており進捗率は40%です。新型コロナウイルス対策、電気料金対策の財政支出により事業予算が減額される懸念もありますが、今後とも可能な限り関係各位に事業の必要性を働きかけ、安定した予算確保に努める所存であります。

結びになりますが、本日提案させていただきました議案は、令和4年度事業報告と決算、並びに令和5年度補正予算などが主な議題であります。どうか慎重なるご審議を賜り、満場一致での議決承認をいただきますことを切にお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

令和4年度 事業報告書

第1 地区及び組合員の状況

令和5年5月31日調整

1 地区 総面積 4,579.7ha

(単位: ha)

市 別	前年度末地積	本年度末地積	比 較		附 記
			増	減	
三 条 市	2,604.2	2,602.6		1.6	農地転用及び精査
見 附 市	1,536.5	1,535.6		0.9	//
長 岡 市	441.5	441.5			
合 計	4,582.2	4,579.7		2.5	

2 組合員 総 数 3,740人

(単位: 人)

選挙区別	前年度末	本年度末	比較		選挙区別	前年度末	本年度末	比較	
			増	減				増	減
第 1 区	209	212	3		第 7 区	247	245		2
第 2 区	192	192			第 8 区	329	329		
第 3 区	161	159		2	第 9 区	444	442		2
第 4 区	256	257	1		第10区	410	410		
第 5 区	402	402			第11区	409	407		2
第 6 区	291	291			第12区	396	394		2
					合 計	3,746	3,740		6

第2 事業の実施状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

① 受託土地改良事業等の実施状況

(単位: 円)

維持管理会計名	事 業 内 容	事 業 費	委 託 者
刈谷田川地区	刈谷田川右岸排水機場業務	42,951,957	新潟県知事
	基幹水利施設管理事業昭和江揚水機場業務	18,843,000	見附市長
	国営造成施設管理体制整備促進事業推進活動業務	280,000	三条地域振興局長
刈谷田川左岸地区 (西小川江)	塵芥処理業務	72,000	長岡市長
合 計		62,146,957	

② 団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業

(単位: 円)

維持管理会計名	事 業 内 容	事 業 費	補助金・交付金	地元負担額
刈谷田川地区	刈谷田川第2期地区			
	福多第2揚水機場(1号吐出管修繕工事)	1,000,000	850,000	150,000
	福多第5揚水機場(1号吐出管修繕工事)	570,000	484,500	85,500
	福多第6揚水機場(1号吐出管修繕工事)	800,000	680,000	120,000
	大和第2揚水機場(高圧ケーブル取替工事)	650,000	551,500	98,500
	大和第3揚水機場(高圧ケーブル取替工事)	860,000	731,000	129,000
	大面第2揚水機場(高圧ケーブル取替工事)	840,000	714,000	126,000
	大面第4揚水機場(高圧ケーブル取替工事)	550,000	467,500	82,500
	見附第4揚水機場(主ポンプ分解整備工事)	3,400,000	2,890,000	510,000
	見附第6揚水機場(高圧気中開閉器取替工事)	760,000	646,000	114,000
	中央揚水機場(真空ポンプ取替工事)	1,910,000	1,622,500	287,500
	中央第2揚水機場(高圧気中開閉器・避雷器取替工事)	900,000	765,000	135,000
	銚子ヶ池揚水機場(高圧気中開閉器・避雷器取替工事)	760,000	646,000	114,000
合 計		13,000,000	11,048,000	1,952,000

③ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

(単位：円)

維持管理会計名	事業内容	事業費	補助金・交付金	地元負担額
刈谷田川地区	刈谷田川第4期地区（機能診断保全計画策定業務） 砂押樋管	1,500,000	1,500,000	0
刈谷田川大堰地	刈谷田川第4期地区（機能診断保全計画策定業務） 傍所江樋管	1,500,000	1,500,000	0
合 計		3,000,000	3,000,000	0

④ 県単農業農村整備事業

(単位：円)

維持管理会計名	事業内容	事業費	補助金・交付金	地元負担額
刈谷田川地区	天神林西部揚水機（天神林揚水機復旧工事）	5,960,000	2,682,000	3,728,000
	高位部幹線排水路（急流工補修工事）	2,200,000	2,200,000	0
合 計		8,160,000	4,882,000	3,728,000

⑤ 経常管理・整備補修の実施状況

(単位：円)

維持管理会計名	事業区分	経常管理費		整備補修費		計
		事業内容	事業費	事業内容	事業費	
刈谷田川地区	水路管理事業	江浚草刈・ゲート管理 ・電力料他	13,592,512	水路・パイプライン 附帯設備補修工事 31件	6,143,200	19,735,712
	施設管理事業	運転委託・電力料他	86,375,530	揚水機附帯設備補修工事 38件	8,928,832	95,304,362
	共 通 管 理	維持管理交付金・保険料他	7,958,125			7,958,125
	小 計		107,926,167		15,072,032	122,998,199
刈谷田川大堰地	水路管理事業	江浚草刈・ゲート管理 ・電力料他	895,376	取水工・用水路修繕工事 3件	1,326,600	2,221,976
	施設管理事業	電力料他	230,416			230,416
	共 通 管 理	福島江連合経費・維持 管理交付金・保険料他	30,307,386			30,307,386
	小 計		31,433,178		1,326,600	32,759,778
刈谷田川左岸地	（西小川江） 水路管理事業	江浚草刈・ゲート管理 ・電力料他	324,542	除塵機・用水路等 修繕工事 3件	210,980	535,522
	（大江） 水路管理事業	維持管理交付金 保険料他	155,799			155,799
	小 計		480,341		210,980	691,321
尾崎川原開田区	水路管理事業	江浚・草刈・ 維持管理交付金他	711,336	農道補修工事 1件	67,750	779,086
	小 計		711,336		67,750	779,086
合 計			140,551,022		16,677,362	157,228,384

2 土地改良事業（維持管理事業を除く。）工事の実施状況

① 県営ため池等整備事業 低位部2号支線排水路地区【実施期間：R元～R6（予定）】

(単位：円)

年度	工事名	事業費	工事場所	工事内容	地元負担額
R 4	排水路改修工事	88,000,000	低位部2号支線排水路	第3次工事 排水路工L=50m 工事費・用地賠償補償費	5,280,000

② 県営ため池等整備事業 佐印川排水路地区【実施期間：R2～R5（予定）】

(単位：円)

年度	工事名	事業費	工事場所	工事内容	地元負担額
R 4	排水路改修工事	44,000,000	佐印川排水路	第2次工事 排水路工L=52m 工事費・測量試験費・用地賠償 補償費	880,000

組合員資格の変更・農地の異動（売買、農地転用等）の届出はお忘れなく。

第3 適正化事業拠出金状況

(単位：円)

施設名	事業費	拠出状況				実施年度
		前年度まで	当該年度	次年度以降	計	
中央管理所データ処理装置更新	9,400,000	2,256,000	564,000	0	2,820,000	H30
中央管理所水管理システム計装機器更新	3,900,000	234,000	234,000	702,000	1,170,000	R 3
(右岸地区 2件)	13,300,000	2,490,000	798,000	702,000	3,990,000	
川通第2揚水機場電気設備補修	5,500,000	1,320,000	330,000	0	1,650,000	R元
大和第2揚水機場除塵機補修	10,500,000	2,520,000	630,000	0	3,150,000	R元
(圃場地区 2件)	16,000,000	3,840,000	960,000	0	4,800,000	
合 計 (4件)	29,300,000	6,330,000	1,758,000	702,000	8,790,000	

令和4年度 貸借対照表

(単位：円)

資産科目		金額	負債科目		金額
流動資産	現金及び預金	283,403,451	流動負債	未払金	115,173,499
	未収賦課金等	954,708		預り金	863,778
	その他未収金	35,418,310		適正化事業拠出金短期未払金	234,000
	その他流動資産	1,857,828		その他流動負債	1,763,215
固定資産	基本財産	198,193,792	固定負債	各種引当金	511,531,465
	特定資産 (所有土地改良施設)	5,573,417,962		長期預り金	152,048,243
	// (土地改良施設用地等)	699,596,413		その他固定負債	3,476,155
	// (各種積立資産)	1,450,886,732	負債合計		785,090,355
	その他固定資産	152,900,031	正味財産		7,611,538,872
資産合計		8,396,629,227	負債及び正味財産合計		8,396,629,227

監査報告

刈谷田川土地改良区の令和4年度決算監査として、令和5年6月22日に理事長提出の令和4年度事業報告書、収入支出決算書、貸借対照表及び財産目録につき、帳簿及び証拠書類、現金預貯金等について監査するとともに業務全般に亘り監査を執行した結果、誤謬遺漏等を認めず且つ業務運営についても全般的に概ね良好に運営されていると認められるので定款第23条の規定に基づき報告いたします。

令和5年10月4日 提出

刈谷田川土地改良区

総括監事 角田 均

監事 長橋 悦雄

監事 土田 久章

令和4年度
財務状況の公表について

10月4日開催の刈谷田川土地改良区第99回総代会において議決された令和4年度財務状況を下記のとおり公表しましたのでお知らせします。

1. 公表する書類

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

2. 公表する場所

刈谷田川土地改良区
総務課庶務係

3. 公表する方法

組合員の閲覧に供する方法

●新潟農業振興支援キャンペーン

「水利が拓く実りの明日へ」 Vol.6 刈谷田川流域

今回「流域治水」をテーマに農業を専攻する県内大学生が平成16年7月13日管内に大規模な被害をもたらした7.13水害の教訓から、流域治水の考えやその重要性を学び、見附市の田んぼダムの取り組みや刈谷田川右岸排水機場を取材し、農業施設と流域治水がいかに密接に関わっているかを学生の視点で紙面に生の発言や感想で伝えてくれています。

なお、こちらの広報の紙面などは下記の(株)新潟日報のホームページでもご覧頂けます。

<https://minori-niigata.jp/archive/>



令和元年10月24日に掲載された紙面
19 Vol.1 中越地区「刈谷田川・信濃川・貝喰川」



学生たちによる取材の様子

●宮崎 雅夫 議員(都道府県土地改良事業団体連合会会長会議顧問)と農政意見交換会を開催

8月10日、参議院議員の宮崎雅夫議員が来所され、南蒲原地域の土地改良区役職員約100名と農業農村整備に関する講演及び意見交換会が開催されました。

宮崎議員は、全国土地改良事業団体連合会会長を務める二階俊博衆議院議員と共に、同じく会長会議顧問を務める進藤金日子参議院議員と土地改良予算の確保にご尽力頂いております。

この日は土地改良予算の推移、電気料金高騰等の支援対策、食料・農業・農村政策の新たな展開方向について説示され、令和6年度農業農村整備事業関係予算要求についても前向きに述べられました。



突発的事故の発生状況

今年度、突発的事故が2件発生しました。

両地区とも「県単農業農村整備事業(突発)」で事業化し、復旧工事を行っています。

■今井揚水機場パイプライン



パイプライン破損状況

農道下に埋設しているパイプラインから漏水が発生。
周辺農地へ湧水の流入、送水不良により営農に支障をきたす状況となった。

■低位部幹線排水路除塵機



駆動チェーン脱落状況及びガイドローラー損傷状況

国道横断伏越工の手前に設置している除塵機のレーキチェーンが破断。スクリーン上の塵芥の処理が出来ず、冠水等の水害発錆の恐れがある状況となった。



今年度は総代・役員(理事、監事)総選挙の年です

今年度は任期満了（総代は令和6年3月13日まで、役員は令和6年3月31日まで）に伴う4年に一度の総選挙の年となります。

総代選挙につきましては、前回の総選挙から選挙管理委員会の下で実施していた選挙を廃止し、役員選挙同様、土地改良区の管理で執り行っております。選挙区及び定数、投票日等につきましては次頁のとおりです。

なお、「組合員資格」が総代の選挙権及び被選挙権の絶対条件となりますので、組合員の変更、土地の移動により組合員資格を取得または喪失した場合は、すみやかに土地改良区に届出をお願いします。



土地改良区における男女共同参画について

令和2年12月に国会で閣議決定された第5次男女共同参画基本計画は、2025年度までに土地改良区の理事に占める女性の割合の目標値を10%と定めました。

女性理事登用により土地改良区運営の多様化が期待され、新たな視点や接点が増えることで組織の発展、農業農村振興に繋がるとの思いから成立されました。第99回総代会でも議題に挙がり、審議の結果、定款、定款附属書役員選挙規程の一部改正について下記のとおり可決されました。

なお、今後は県知事の認可を受け施行となります。土地改良区の性質上の課題もありますが、実情に応じた女性理事登用に向けて検討して参ります。

改正後

（役員の定数）刈谷田川土地改良区定款

第18条
この土地改良区の役員定数は、理事17人及び監事4人とする。

2 前項の理事定数のうち、2人は組合員でない者とし、女性とする。

3 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号(※1)の全てに該当する者とする。

（役員の選挙）刈谷田川土地改良区役員選挙規程

第2条
役員のうち組合員である理事及び監事は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 役員のうち組合員でない理事及び土地改良法(以下「法」という。)第18条第6項各号に該当する監事(以下「員外監事」という。))は、第15条第3項の規定による届出のあった組合員でない役員の候補者のうちから、それぞれ選挙する。

3 前2項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域		定数	
	市町村	大字(町)	理事数	監事数
第1被選挙区	三条市 長岡市	省 略	6人	1人
第2被選挙区	見附市 長岡市		5人	1人
第3被選挙区	三条市		2人	1人
第4被選挙区	長岡市		2人	
員外役員			2人	1人

改正前

（役員の定数）刈谷田川土地改良区定款

第18条
この土地改良区の役員定数は、理事15人及び監事3人とする。

—

—

—

（役員の選挙）刈谷田川土地改良区役員選挙規程

第2条
役員_____は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

—

—

—

2 前項の規定による役員の被選挙区及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域		定数	
	市町村	大字(町)	理事数	監事数
第1被選挙区	三条市 長岡市	省 略	6人	1人
第2被選挙区	見附市 長岡市		5人	1人
第3被選挙区	三条市		2人	1人
第4被選挙区	長岡市		2人	
_____			_____	_____

- ※1 1.当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人以外の者であること。
 2.その就任の前5年間当該土地改良区の理事又は職員でなかったこと。
 3.当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

令和6年2月総代選挙・3月役員選挙が行われます。

総代総選挙の執行について

● 選挙（投票）期日

令和6年2月22日（木）
（午前8時30分から午後5時まで）

● 立候補届出期間

令和6年2月16日（金）より
同 2月17日（土）まで
（午前8時30分から午後5時まで）

1. 立候補届出場所

刈谷田川土地改良区

2. 選挙区及び選挙すべき総代の定数

下記表のとおり(12選挙区、定数95名)

3. 選挙権及び被選挙権

- (1) 選挙権 組合員である者（法人たる組合員を含む）
(2) 被選挙権 組合員である者
（未成年者、禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでの者を除く）

ご不明な点は、ホームページまたは
刈谷田川土地改良区総務課庶務係ま
でお問い合わせ下さい。



4. 投票について

- (1) 総代の候補者の数とその選挙において選挙すべき総代の数を超えないときは投票を行わない。
(2) 投票用紙は選挙の当日、投票所において組合員に交付する。（無投票の当選）
(3) 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は1人とする。
(4) 投票開始の時刻は午前9時とし、投票終了の時刻は午後3時とする。

選挙区	選挙区域		総代数
第1区	三条市	西鱒田、長嶺、吉田、片口、如法寺、月岡	4人
第2区	三条市	東鱒田、金子新田（うち字二十目、双葉、ニタ葉、ササラ波、下新田、梶田{通称下新田}を除く）、袋、南入蔵、入蔵新田	5人
第3区	三条市	東本成寺、西中、五明、金子新田（うち字二十目、双葉、ニタ葉、ササラ波、下新田、梶田{通称下新田}）、土場、西本成寺、直江町	4人
第4区	三条市	小古瀬、中島、千把野新田、善久寺、芹山、渡前、中曽根新田、岡野新田のうち字家付、村下、村東（半ノ木）、福島新田の一部(丙)	8人
第5区	三条市	大野畑、鬼木新田、鬼木、尾崎、今井、今井野新田、泉新田、岡野新田のうち字家付、村下、村東（半ノ木）を除く、貝喰新田、川通西町、川通中町、川通東町	11人
	長岡市	大沼新田	
第6区	三条市	福島新田の一部（丙を除く）、新堀、東光寺、若宮新田、一ツ屋敷新田、猪子場新田	7人
第7区	三条市	小滝、高安寺、大面、北潟、矢田、吉野屋	5人
第8区	三条市	蔵内、茅原、戸口、安代、前谷内、帯織、山王、岩淵、栄荻島、九之曾根、帯織北、帯織南、山王西	9人
第9区	見附市	仁嘉町、昭和町、反田町、北野町、傍所町、青木町、山吉町、速水町、福島町、市野坪町、加坪川町、柳橋町、葛巻町、葛巻、鹿熊町、漆山町、葛巻東町、葛巻西町、葛巻南町	11人
	長岡市	百束町、福井町	
第10区	見附市	新潟町、小栗山町、指出町、下鳥町、片桐町、芝野町、内町、戸代新田町、本所町、本所、本町、学校町、元町、新潟東町、新潟西町	11人
第11区	見附市	今町、上新田町、下関町、三林町、釈迦塚町、田之尻町、坂井町、東今町、西今町	11人
第12区	長岡市	中之島、猫興野、真弓、野口、六所、鶴ヶ曾根、亀ヶ谷新田、杉之森、中之島高畑、灰島新田、大口、大曲戸新田、大曲戸、坪根、池之島、押切新田、思川新田、中興野、押切川原町、北中之島、中之島中央、南中之島	9人
合 計			95人

組合員資格の変更・農地の異動（売買、農地転用等）の届出はお忘れなく。



用水管理へのご理解、ご協力ありがとうございました

令和5年度 かんがい期の状況

今年度のかんがい期につきまして、全国的に異常ともいえる猛暑に見舞われ、新潟県においても夏の平均気温が例年より2度以上高いという、水稻を行う環境として非常に厳しい1年となりました。

当管内においても猛暑による影響は大きく、揚水機場単位でのブロックローテーションや許可水利権の延長申請等、様々な対応を行い高温対策に努めさせて頂きました。その中で、土地改良区が定められた許可水利権の範囲内で用水を配分した時点では比較的潤沢な水量であったにもかかわらず、個々の機場から各ブロックへ配分されると用水量が不足するという事態が多く見られました。ブロックローテーションを行い水掛かりに一定の成果が出た地区もありましたが、一方で以前から懸念されているかけ流しをしている一部の耕作者の煽りを受け、その下流域に水が掛からず被害を被ったという事例が多くありました。

また、電力料金に関しては値上げ傾向はある程度落ち着いたものの、料金は依然高騰したままであります。本年度は政府の電気料金への対抗措置として料金単価の抑制が図られましたが、来年度以降対抗措置が撤廃されればより多くの電気料金高騰による痛手を強いられることとなります。

今後とも続くと予想される高温・猛暑の問題と、電気料金高騰への対策が求められる現状において土地改良施設の運営にあたり、用水利用者の皆様のご協力が必須であります。

適正な用水配分と施設利用がなされますようお願いいたします。

来年度も用水の配水・管理を綿密に行い、管内全域に適正な用水配分が行われるよう職員一同努めて参りますので、今後ともご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

◎ かけ流しによる被害を真摯に考えて下さい

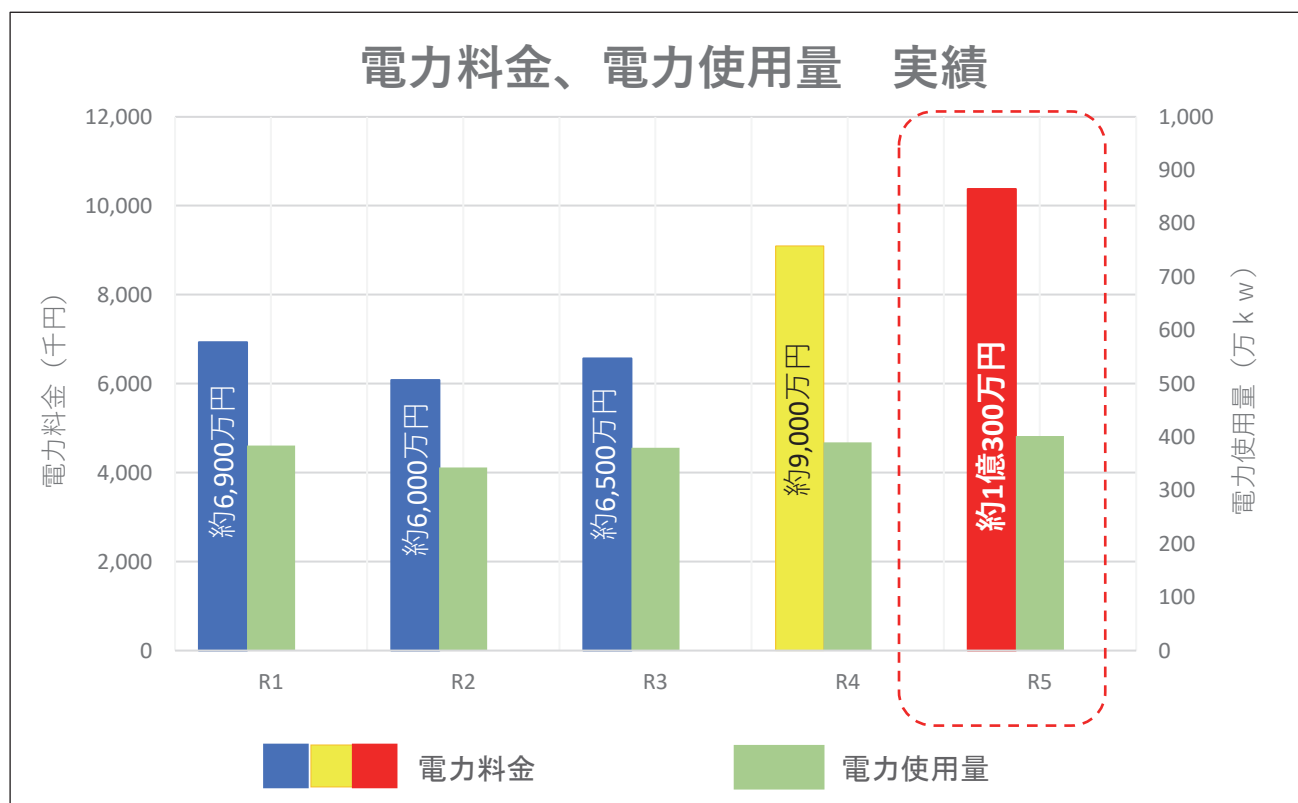
河川からの取水量は水利権により定められており、水利権の数値を超えて取水する事は出来ません。

その状況下において、苦情の最も多いものが、かけ流しをしている水田の下流域からの用水不足であり、実際に被害を被っている方が大勢おられます。

管内全域に用水が行き渡るように掛け流しは絶対にしないで下さい。



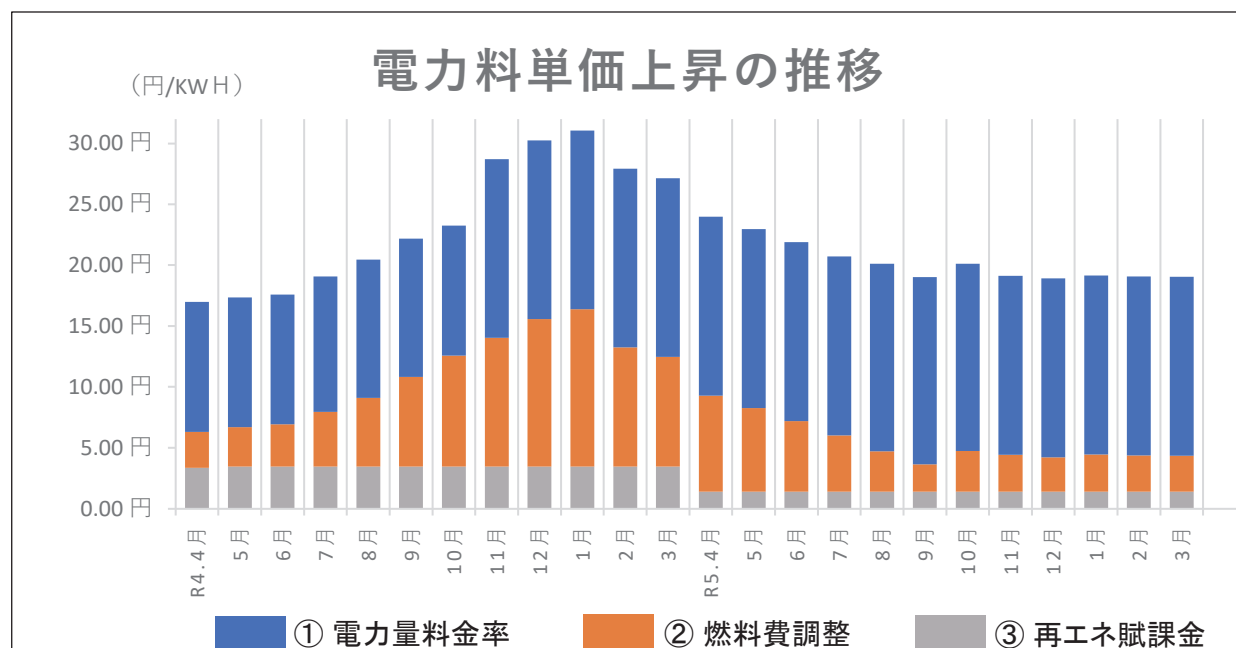
● 電気料金について



電気料金を構成する下記の項目は、いずれも高騰のピークを過ぎ安定した方向へ進んではおりますが、高騰前の令和3年度と比較するとまだまだ高騰は収束しておりません。今後も施設等の節電に努めるようお願いします。

農 事 用 電 力			R3.10月	R4.10月	R5.10月	R4～R5 上昇額	R3～R5 上昇額
①	電力量料金率 (単価) (円/kWh)	夏 季(7/11～9/30)	11円36銭	11円36銭	15円39銭	+4円03銭	+4円03銭
		その他(10/1～7/10)	10円67銭	10円67銭	14円70銭		
②	燃料費調整単価		0円58銭	7円36銭	3円33銭	※ -4円03銭	※ +2円75銭
③	再生エネルギー発電促進賦課金		3円36銭	3円45銭	1円40銭	-2円05銭	-1円96銭

※政府の高騰対策措置による減額分を含まない



組合員資格の変更・農地の異動（売買、農地転用等）の届出はお忘れなく。

！こんな時は必ず届出をお願いします

「組合員資格得喪通知書」の提出

- 農地の売買・交換・贈与などがあったとき
- 組合員が経営移譲するとき・亡くなられたとき
- 組合員が住所を変えられたとき

「貯金口座振替依頼書」の提出

- 賦課金の振替口座を変えられるとき
- 口座名義人が亡くなられたとき

取扱金融機関は

 えちご中越のみとなります。

！お願い

令和6年度の賦課基準日は「4月1日」です。

土地の異動や変更については

令和6年2月29日までに届出をお願いいたします。

農業委員会や法務局に異動の手続きをしても改良区には通知されません。

必ず改良区に届出をお願い致します。

※ 届出がないと毎年賦課徴収されますのでご注意ください

諸事情で遅れる場合は「総務課 賦課係」までご連絡頂ければ対応いたします。

！農地転用・地目変更等について

農地を農地以外に転用するときは「農地転用通知書」・「地区除外申請書」

農地の地目を変えるときは「地目変更通知書」の提出をお願いします。

転用に伴い**決済金**※及び排水負担金もしくは水路使用料の納入が必要です！

※ 公共用地による転用及び寄附・潰廃通報も、決済金の対象となります。
また、地目変更する場合も決済金の納入が必要となることがあります。

申請書はホームページ
<http://www.kariyada.or.jp/>
からもダウンロードできます。



用排水システム再編積立預り金の所得控除について

令和3年度から納付して頂いている「積立預り金」については、確定申告での所得控除の対象となりませんのでご了承願います。

対象外の金額は、令和6年1月に送付する「領収のお知らせ」にてご確認ください。

(積立預り金を国・県営事業費の返済に充てて支出した時に、所得控除の対象になります)

滞納賦課金の減縮に向けたお願い

土地改良区は、土地改良法により土地改良事業（維持管理事業を含む）に要する経費を組合員に賦課徴収することができると規定されており、土地改良区の組合員は賦課金を納入する義務があります。

しかしながら、本土地改良区の賦課金徴収率は年々低下してきており、このままでは維持管理業務等を含めた運営に支障が生じる恐れがあります。

賦課金徴収率の低下は、農業を取り巻く社会情勢を含め様々な要因が考えられますが、期限内に納入している多くの組合員の皆様に不公平が生じないよう、滞納賦課金の縮減に向け賦課金納入にご理解・ご協力をお願いいたします。